

《保護者の皆様へ》



就学援助についてのお知らせ（令和2年度用）

志木市教育委員会

志木市では、経済的な理由により教育の機会が失われないように、市立の小・中学校に通学する児童生徒の保護者の方に、学用品費（一部）や学校給食費などの援助をしています。援助を希望される方は、次の要領で申請をしてください。

※毎年度、申請が必要です。

1 援助を受けることができる方

志木市に住所を有し、次のいずれかに該当する方

- (1) 世帯の年間総所得金額が定められた金額以下の世帯（6認定の目安参照）
- (2) 特別な事情で、学校で必要な費用（学用品費等）にお困りの世帯

2 就学援助の主な内容

援助対象	小学校	中学校	支給時期
学用品費（年額）	11,520円	22,510円	学期ごとに分割支給
通学用品費（年額）	2,250円 <1年生を除く>		
新入学学用品費（年額）	50,600円 <1年生のみ>	57,400円 <1年生のみ>	1学期末に全額支給 <u>※入学前受給者を除く</u>
学校給食費	実費相当額		学期ごとに分割支給
校外活動費	実費相当額 <参加者のみ>		実施後の学期末に支給
宿泊学習費			
修学旅行費			
医療券	学校での検診により治療勧告を受けた疾病 (トラコーマ、結膜炎、白癬、疥癬、膿痂疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯、寄生虫病)		

※令和元年度の支給額のため、支給額が変更される場合があります。

3 申請に必要な書類

- ①志木市就学援助費受給申請書
- ②承諾書（申請書裏面）

R2.1.2 以降に志木市に転入した場合

- ③平成31年1～令和元年12月の所得を証明する書類（課税証明書等：家族全員の課税状況が把握できるもの）

※課税証明書は、本年6月以降に前住所地が発行します。③のみ後日提出してください。

◎申請書は学校、教育委員会にあります。志木市HPからもダウンロードできます。

4 申請期間

在校生：令和2年3月2日（月）から3月26日（木）まで

新入生：令和2年3月2日（月）から4月24日（金）まで

※申請は、年度途中からでもできますが、その場合は申請書を受付した月の翌月以降の費用が援助の対象となります。

裏面もお読みください。

5 提出先

学校又は教育委員会（志木市役所第 1 庁舎 マルイファミリー 8 F 教育総務課）

6 注意点

- (1) 毎年度、申請が必要となりますので、令和元年度に援助を受けている方も、新たに申請が必要となります。
- (2) 新小学 1 年生の方で、新入学学用品費入学前支給の申請をしている方も、認定結果に関わらず、新たに申請が必要となります。
- (3) 収入がない方も、市（県）民税の申告は行ってください。申告をされていない方は、審査を行うことができません。
- (4) 小学校、中学校に別々に兄弟姉妹がいる場合は、中学校又は教育委員会へ提出してください。（申請は 1 枚に書いてください）
- (5) 申請書は、現在通っている学校に提出してください。（小学校 6 年生も含む）
- (6) 市外の市立学校の場合は、教育委員会へ提出してください。

7 審査結果

- ・認定の可否については、教育委員会で審査の後、申請者全員に通知します。
- ・6 月中旬（新年度課税確定後）に結果通知を発送します。（審査結果がでるまで、医療券の発行はできません。）6 月中に結果が届かない場合は、お問い合わせください。
- ・年度の途中の場合、審査結果通知は申請日の翌月上旬となります。
- ・認定後に世帯の状況（住所、氏名、世帯構成）、振込口座などに変更があった場合は、変更届を教育委員会へ提出してください。

8 認定の目安

（住居が自己所有の場合）

例	世帯構成	年間給与収入金額
1	父 35 歳、母 33 歳、小 3 年 9 歳、幼児 4 歳	4,188,000 円以下
2	母（又は父）38 歳、中 2 年 14 歳、小 5 年 11 歳	4,013,000 円以下
3	父 39 歳、母 38 歳、祖母（又は祖父）65 歳、 中 1 年 13 歳、小 1 年 7 歳	5,076,000 円以下

（住居が賃貸の場合）

例	世帯構成	年間給与収入金額
1	父 35 歳、母 33 歳、小 3 年 9 歳、幼児 4 歳	5,400,000 円以下
2	母（又は父）38 歳、中 2 年 14 歳、小 5 年 11 歳	5,224,000 円以下
3	父 39 歳、母 38 歳、祖母（又は祖父）65 歳、 中 1 年 13 歳、小 1 年 7 歳	6,284,000 円以下

* 令和元年度（平成 31 年 1～令和元年 12 月分）の世帯全員の年間総所得により判定します。

* あくまでも目安ですので、家庭の状況（世帯構成、年齢等）により異なります。

◆ 問い合わせ先：志木市教育委員会

教育総務課（志木市役所第 1 庁舎マルイファミリー 8 階）
電話 473-1111 内線 3111